

令和2年度

随意契約結果一覧

釧路総合振興局森林室

契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額	契約の相手を選定した理由	摘要
立木販売事業 物件番号 第1901号	令和2年5月29日	厚岸郡厚岸町山の手2丁目22 厚岸木材工業協同組合	15,950,000 円	道有林野に所在する市町村又は道有林野の産物の搬出の経路に包括される地域に所在する、素材生産、製材、木工等を主たる業務とするものを組合員とする中小企業協同組合法(昭和24年6月1日法律第181号)に基づく事業協同組合に、その育成強化を図る必要がある場合において、その資源として産物を販売するとき。 ・政令第167条の2第1項(2) ・北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1項(19)	
立木販売事業 物件番号 第1401号	令和2年7月29日	厚岸郡厚岸町山の手2丁目22 厚岸木材工業協同組合	6,182,000 円	道有林野産物の協定販売に関する協定に基づき産物を販売するとき。(道有林野産物協定販売実施要領(平成21年3月29日道有林第884号)に基づく協定は、協定販売の趣旨に最も適した者を選定していることから代替性はない。) ・政令第167条の2第1項(2) ・北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1項(2)	
立木販売事業 物件番号 第1001号	令和2年9月30日	厚岸郡厚岸町山の手2丁目22 厚岸木材工業協同組合	7,480,000 円	道有林野に所在する市町村又は道有林野の産物の搬出の経路に包括される地域に所在する、素材生産、製材、木工等を主たる業務とするものを組合員とする中小企業協同組合法(昭和24年6月1日法律第181号)に基づく事業協同組合に、その育成強化を図る必要がある場合において、その資源として産物を販売するとき。 ・政令第167条の2第1項(2) ・北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1項(19)	